

伏見御所周辺の生活文化

—看聞日記にみる—

市野千鶴子

はじめに

伏見宮第三代当主貞成親王が、伏見御所で書きつづった日記は「看聞」の文字どおり、親王の看・聞きされた諸事を、克明に記し留められたものであった。記者の見識地位の高さ、見聞の広さを背景に、その記事は

当代第一級の史料として、その評価はすでに不動のものとなっている。

それ故に、この日記を素材としながら当代の文化・政治に触れた論稿は数多い。それらは、和歌・連歌・説話など文芸に関するものや、順茶会⁽¹⁾・殿上茶会⁽²⁾・雲脚順事など茶会関係のもの、さらに日記にしばしば見られる風流の念佛踊・松拍など芸能に関するもの、その他に居所伏見九ヶ郷の村落構造や村民の動きなどに触れた社会・経済関係のものなど枚挙に遑がない程である。今それらの諸業績を誤解を恐れずにごく形式的に分類すれば、以下のような一つの傾向性を持つようと思われる。一つは、

日記（以下日記と称するのは、看聞日記をさす）に記されている特徴的な文化・文芸を一五世紀の一つの形態として個別に考察を加える業績である。他は、貞成親王個人に焦点を合わせ、その文化的教養の豊かさ、あるいは政治思想などについて触れ、親王の人となりの分析を主眼としたものであろう。

さて小論は、これら先学の研究を踏まえて貞成親王の生活圏という広がりの中で、伏見御所を中心に、伏見荘地下人を含めての京都近郊の生활文化のあり方を少しでも明らかにすることを意図したものである。

第一章 伏見御所をとりまく環境

1 伏見御所

応永八年（一四〇一）七月、伏見殿の焼失後、嵯峨に仮寓されていた伏見宮家は、応永一六年（一四〇九）、仮寓を伏見宝嚴院に移される⁽⁵⁾時に貞成親王三八歳である。この仮寓での生活は、永享七年（一四三五）一二月⁽⁶⁾、洛中一条東洞院の御所建造までの二六年間続く。

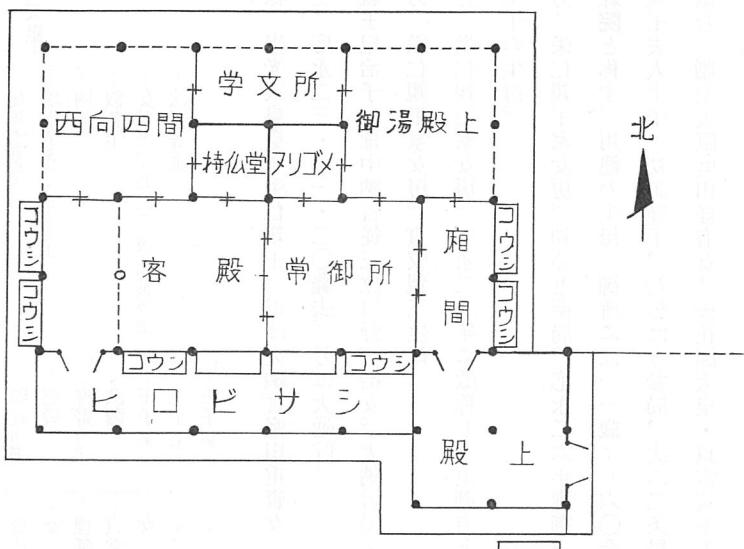


図1 伏見御所推定間取図

両室を使って、後述する連歌会・茶会・七夕法楽などの会所に当てられる。隣の廂間は近臣の祇候所である。西向四間は將軍入御の折の休所にあてられ、御湯殿上は夫人の居室であり女官の候所である。殿上は御所番衆の候所となり、常御所へ招じ入れなかつた客の控室にあてられたと思われる。このように規模も小さく質素なものであった。また、東御方局・廊御方局は御湯殿上に東面した位置、台所は御所の北屋に位置している。と氏は説いておられる。⁽⁸⁾

2 御所をめぐる人々

日記に登場する人々には、「親王が「宮中の人々」・「宮々の人々」と呼称する人々と、それに対する「外様」と称する人々がいる。日記によつて、親王を中心とした生活や文化の当事者―担い手になつた人々を確認すれば、それらは、それぞれ地位や立場の差がはつきりしている「宮中の人々」であり、次のような社会層の人々であつた。(1)親王とその血族、(2)側近公家、(3)近隣の寺庵衆、(4)御所侍以下の地下衆、(5)土倉宝泉など。この外にも、しばしば訪れる連歌師や琵琶法師、(6)(7)以外の人々―外様なども伏見における親王中心の文化圏に少なくない影響を与えていた。

(1) 親王とその血族

この伏見宝嚴院（以下御所といふ）の内部の配置については、川上貢氏の研究⁽⁷⁾によれば、図1のとおりである。柱と柱のあいだは一間。客殿は日記の中では西面四間と呼ばれる、常御所と隣接しており、間に障子がたてられる。この仕切の障子をはずし

貞成親王　記者貞成親王は、伏見宮家第三代の当主。北朝崇光天皇の皇孫であり、父は伏見宮初代栄仁親王（崇光天皇皇子）である。兄治仁王の早世により第三代当主となる。父も兄、それに自らも皇位継承者としての条件を十分に備えながらも、その皇位は崇光天皇弟後光嚴

天皇流によつて受け継がれる。その期待は容易に実現されず、永享元年一二月の後花園天皇の即位によつて、ようやくかなえられたのである。

新御所（伏見宮二代当主治仁王、応永二四・二・一二薨去、号は葆光院）。用健（周乾、乾藏主）。惠舜（宝嚴院塔頭に住）。椎野。洪蔭（松崖）。

親王の王子女



弘助法親王
女坂本智恩寺主

瑞室真乘寺・景愛寺主
阿栄

女坂本智恩寺主
叡藏主

法泉寺主
女美寿院・長照院・坂本智恩寺主

洪蔭
椎野寺主
王子某
王子某
女

女岡殿入室
貞常親王
女

性恵坂本智恩寺主
周乾用健
後花園天皇
惠舜
椎野寺主
洪蔭
王子某
王子某
女

理延真乘寺主
女岡殿入室
貞常親王
女

智久坂本智恩寺主
治仁王
真栄岡殿入室
智觀十地院入室

その他

治仁王家女房（今上禩、上禩とも称す）。治仁王王女（鳴滌殿＝十地院殿ともいう。真栄＝岡殿ともいう。智久＝はい御所ともいう）。

若宮（第一皇子彦仁王。後花園天皇）。貞常親王（伏見宮家第四代当主）。性恵女王（阿吾御所、入江殿）。理延女王（かゝこ御所）、他四王女。

親王の王子女

御所様 崇光天皇皇子栄仁親王。母は大納言庭田重資女。伏見宮家初代当主。応永二三・一・二〇薨去。号は大通院。

栄仁親王妃治子 権中納言從三位阿野実治女。大納言局と称す。

西御方 栄仁親王家女房。貞成親王生母。

対御方 栄仁親王家女房。応永二六年に改称して東御方といふ。惠舜・

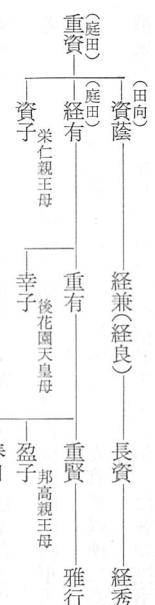
三王子の生母。

廊御方 栄仁親王家女房。初め近衛局、応永二六年廊御方と改称。のち

宝珠院と称す。用健の生母。御所には一歳より六〇余年間奉公。

貞成親王夫人幸子 初諱経子、初称は今参局、次に二条局、のち南御方と改む。贈左大臣庭田経有女。後花園天皇・貞常親王生母

親王の兄弟



これらの人々は、親王の血族として最も密着した人々であり、後述のごとく諸種の生活・文化行事の重要な構成員であった。

(d) 側近の公家

庭田・田向の両家で代表される。両家は同族であつて、ともに崇光天

皇頃から側近の公家であり、御所の近くに居住している。彼等は、御所に近侍すると共に朝廷での官職についており、御所と朝廷の媒介の役割を負っていた。

なお、庭田は、栄仁親王母資子・貞成親王夫人幸子を出しているので外戚に当たる。

また、重資は『新続古今集』『風雅集』の、経有・重有は『新続古今集』、重賢は『新撰菟玖波集』の作者の一人である。

この外にも世尊寺・今出川⁽¹⁰⁾・綾小路⁽¹¹⁾などの一族の内にも御所近侍の公家はある。

この公家達は、親王一族と共に伏見における文化の中心としての役割を担っていた人々であった。

(ハ)近隣の寺庵衆

伏見宮家菩提所である大光明寺の長老をはじめ、塔頭の大通院（栄仁親王の菩提所）慢西堂と院主用健、椎野寺僧覺雲・理觀・觀悟、行藏庵寿藏主・珠藏主、指月庵廓首座・蔭藏主や、七夕法楽の花合に出品したり、拍念仏の行事の際風流の燈籠の下で茶接待がある光台寺の坊主松庵玄超、松林庵忠房、宮家の書籍・文書を預けている即成院の基祐・善基、節養で度々訪れる法安寺の良明、その他住心院の深基などが代表的なものである。彼等はこの地域の住僧であり、漢学の素養も豊かな上層知識階層でもあった。

(二)御所侍以下の地下衆

小川⁽¹³⁾・三木氏に代表される地下侍（殿原）は、伏見御所の御所侍であり、また伏見荘奉行の預所・政所・公文・下司などの莊官層である。

小川禪啓は、山名時熙の被官であり、鹿王院領金松名代官である。永享七年（一四三五）、七三歳で歿するまで御所侍の筆頭である。御所行事の月次連歌・順事茶会・七夕乞巧會の花合出品・船遊びなどの行事には数多く参加しているし、自らも小庵で月次連歌を催している（永享四・一〇・二〇）。子息は多く、すべて御所や庭田家などに仕えている。そのうち淨喜は、伏見領若狭国松永荘の代官を兼ね、同荘の新八幡宮に縊巻があることを親王に知らせており、親王はこれを借用している（嘉吉元・四・二六）。また御香宮の猿樂の禄物を一切とりしきる経済力を持ち（永享六・二・三〇）、かつ自分でも乱舞することがあった（永享七・三・一八）。こんなところにも、近郊地侍の文化的教養の一端は窺えよう。

小川氏と並び称される三木氏について。善理は郷社御香宮の神主を兼ね、祭礼の頭役もたびたび務めている。「村落共同体「惣」は、(1)生活活動のための山野・水利・畔の共同利用、(2)政治的な支配と抵抗、(3)祭礼の三つの面における組織である。」と云われている。郷社御香宮の神主の三木氏は、伏見地下文化の中心的存在であった。この御香宮祭礼は、親王も深い興味を持ち、積極的に見物に出かけている。春の祭には神事猿樂、秋祭には御旅所の神幸や奉納相撲・風流笠行列の見物など大きな期待を示している。また、この御香宮は、地侍や地下人達の結集の場であり、惣的結合の中心的存在でもあったと云えよう。なお、善理の

父善清は、御所の東谷岩に城郭も構えた土豪（応永二三・二一・二八）であり、三木一党と称（応永二四・七・一）されていた。

御香宮の神主を兼ねている三木氏が、小川氏と最も異なる点は、御所における文化行事に参加していないことである。

応永二四年閏五月、善理の第三郎の盜難事件が起きる。即成院に数十人の強盗が入り、六月になって、その仕業は三郎であると分かった。親王は三郎の身柄を預り置くよう命じたが、三郎は出頭せず兄善理も姿をくらませたのだった。やがて公方（義持）の仰せとして所司代から、善理の帰伏を進める知らせが届く。その上、一二月に入り所司代の使者三方は、親王に善理からの四ヶ条の訴えを提出（応永二六・四・一五）するのだった。

三木氏は、畠山満家の被官であったため、この事件のすべての経緯は、親王の疑惑とは異なり、畠山と三木氏の結びつきのもとに展開していくのである。

三木氏が御所の行事に参加していないのは、こういうところに原因があつたと思われる。

かれら地侍は、峰岸純夫氏の言われる如く「その階級的な性格を基礎に、村落（惣）の規制と、権力機構の末端という領主の規制、さらに一部には公家・武家との被官関係という多様なからみ合いの中におかれて、それに応じた行動様式を持つ」⁽¹⁵⁾ものと云えよう。しかも、京都近郊地域という特殊性が、在京有力守護との結合をより深めたものと思われる。

親王も、宝泉には積極的に近づいており、宝泉の庵である称名院にお

小川・三木の他に下野、内本、岡、芝氏なども郷内の上層であり、地下の「侍分」として村落生活の指導的立場にあつた。⁽¹⁶⁾彼等はまた、御所奉公の人として、諸種の文化行事の構成員にもなっていたのである。

この外、順茶事・月次連歌の会衆の明盛・行光、御香宮祭礼でたびたび頭役となる善国、その他義村、清賢、康知、盛賢、快賢、直明、有長、善長などが挙げられるが、彼等も同じく郷内の上層であり、地下の「侍分」であつたと思われる。

小川氏以下の殿原層＝地侍層の略系図は、黒川正宏氏の研究⁽¹⁷⁾にくわしい。

(3) 土倉

当時の貴族社会の経済を考える場合、土倉の存在は無視できない。

土倉のうち当时有力なものに正実がいる。土倉正実は、幕府納錢方郷倉で、親王も度々金融を依頼し、貴重財物の預入を行つており（永享八・八・一二、九・三・九、一〇・四・四）、信用ある金融業者であった。

伏見荘の中で著名な土倉の宝泉は、四条富小路に支店を持ち（応永二七・一一・一二）、かなり大きな土倉であった。御所の行事の七夕乞攻奠の花合や船遊び等の会衆であり、御香宮祭礼の風流行列に参加している（応永二四・九・九）。そのうえ親王とは大分親しい間柄のようで、遊覧の帰りに立寄ることがあつたり（応永二八・一・一一）、御所の修理の要脚も負担している（応永三一・一一・二・七）。

ける法花経の講義の願主が宝泉ということで出かけたり（応永二八・七・一三）、この宝泉が亡母七回忌のために淨金剛院修理の大檀那になつた際、親王も奉加している（応永二八・九・三及三〇）。また、宝泉宅での平家琵琶を聞き、連歌会に出席している（応永三〇・六・六）。御所で文化行事の会場の莊厳さを設備するため、装飾物を贈られることがあった（応永三〇・七・七）。宝泉は、毎年歳暮の挨拶に参上していた（永享七・一二・三〇）。宝泉の歿後、嫡子の頴慶が後継ぎとして奉公を申し入れた際、伏見の宝泉知行地の安堵状を与えていた（永享九・四・一六）。また頴慶は、大通院宝泉の坊号を称することも許されている（永享九・一〇・七）。「宝泉房は大通院の塔頭なのであらう」⁽¹⁸⁾か。林屋辰三郎氏の説かれる如く、当時の土倉は、かなり高度な教養をもつていったのである。

以上、これらの人々が「宮中の男女」だったのである。この「宮中」という表現は、「当所皇居也」（応永三一・三・一一）という表現などと共に、親王の内面を窺わせるものであろう。

右のような人々が、現実の伏見文化の担い手であった。順事茶会・台所茶会・船遊び・七夕法楽・月次連歌・私歌会・文字合・貝覆、あるいは諸社への参詣などを含め、これからはみ出る場合は、ほとんどなかつた。このほか、「外様」と称する人々は、直接には御所の文化行事のメンバーハシではないが、時々御所を訪れる琵琶法師安一座頭（応永二四・九・六）、城調一検校（同二六・二・一三）、相一・專一検校（同二七・六・九）、城竹検校（同三〇・六・五）、椿一検校（同三一・六・一一）、城順検校（同

三一・四・二五）その他祖一・順一・千一や、親王が脚氣を煩われた時、たびたび召した相国寺の針の医者実際庵（永享一〇・四・二九）なども、伏見文化に少なくない影響を与えていた。しかし、親王の「宮中の男女」と「外様」に対する意識は、はつきり区別がある。永享五年正月廿五日の月次連歌の際、常のメンバーの定直が欠席した。その場には、知俊朝臣に同道した医師茂成朝臣がいわせていたが、「外様之間内々会有憚之間不召加、無怠存歟」とある。また月次ではなく臨時の名月賞翫連歌会においても「外様不候」（永享四・九・一三）としている。父栄仁親王の菩提所大通院の造営要脚の際「宮宮男女各奉加」しており「外様不及勧進、只奉公輩也」（応永二九・正・三〇）と区別しているのである。

地下上層民が、公家文化の恒常的な構成員となっていることは、九条家や近衛家などの例によつて、京都近郊地域では多く見られることであるが、この事実は、堂上・地下の文化交流、あるいは融合の結果としての文化の質に少なくない影響を与えていたのである。これは、やがて地下衆・土倉などが積極的な姿勢を反映する、次期の民衆文化の開花・興隆となつてゆくのである。

さて、次頁の表は、一つの具体例として、応永二三、二六、永享六、七年における諸行事の参加者を見るために作成したものである。しかし、この表には名前が出てこないが、応永二六年六月一九日の納涼乗船会に地下が「大略」參つており、永享六年正月二二日及同七年一月五日の法安寺節養では「局女女官」や「地下男共」も参加しているのである。こ

れによつても、生活・文化的の諸行事が、右にみた「宮中の男女」によつて担われている姿が、おおよそ読みとれるであろう。

第二章 伏見御所の生活文化

この章では伏見御所の生活の諸相を、年間というサイクルで考察していくが、概略を捉えるために年中行事、宗教行事、芸能と便宜として三つに分けて表示すれば、左のとおりである。

年 中 行 事		宗 教 行 事	芸 能 的 行 事
正月	白散 強飯 歯固 七種強飯 若菜 御粥	元旦 元 旦 2日～7日 7日 崇光天皇仏事 庚申待	三社詣 御香宮・山田宮 權現(若宮・妙見)
二月	節分 節養 書始 歌始 樂始 御粥	賀状進上 内裏・仙洞・室町殿 諸人參賀	松拍 地下人參賀 寺庵參賀
三月	節供 節分 節養 書始 歌始 樂始 御粥	3日 11日 15日 12日	千寿万財 狮子舞 風呂始
四月	花見 月次連歌	25日	15日

五月	献薬玉 菖蒲葺	4日	4日	四月	巳日祓
六月	祇園会内祭 六月祓	30日	5日	後伏見天皇仏事 即成院念仏	6日
七月	七夕節供	7日	15日	明堯禪門仏事 法安寺仁王經祈禱	8日
八月	光嚴天皇仏事 孟蘭盆 地藏詣 即成院念佛	7日	1日	後見天皇仏事 即成院念佛	6日
九月	順茶事 舟順事 納涼乗船会 月次連歌	24日	13日	花見 御所旧跡遊覧	月次連歌
十月	七夕法楽 七夕和歌会 順茶事 御所旧跡遊覧	7日	3日	野遊 鶴闘 百日四絃稽古 親王誕生日 御香宮祭礼 月次連歌 三月尽和歌会	3日
十一月	7日	25日	5日	30日	25日

年中行事	宗教行事	芸能的行事
八月 御憑	放生会参詣 田向燈籠供養	月次連歌 25日
九月 重陽節供	桂地藏詣 法安寺仁王經祈禱	順茶事 舟順事 十五夜和歌会 月見
十月 子	桂地藏詣 法安寺仁王經祈禱	月次連歌 25日
十一月 亥	桂地藏詣 百日四絃稽古	御香宮祭礼 1日～10日 諸社奉納猿楽 9日～11日
十二月 戌	桂地藏詣 紅葉見物 遊山 月次連歌	寺權現・即成院 御香宮・山田宮・法安 順茶事 乗船遊覽 名月和歌会 遊山 紅葉見物 月次連歌 九月尽和歌会
20日	桂地藏詣 紅葉見物 遊山 月次連歌	9日
25日	大通院仏事 即成院念佛 法安寺仁王經祈禱	25日
25日	25日	25日

歳暮礼 仙洞・内裏・室町殿 新暦・八掛の届 白散届 精進風呂 25日～29日	生母西御方仏事 10日 南御方母善照房仏事 11日 大光明寺大通院歳暮焼香 烽煤仮 節分 除夜祝着 三社参詣焼香
月日の定まりのないもの。 蹴鞠、貝覆、文字書、文字合、粥順事、薪順事、十種香聞	茶会、匂碁、双六、連歌、和歌聯句、博奕、小戸、

右の表をみていただければ、伏見御所におけるおおよその年間の行事のあらましが浮かび上ってくるであろう。それぞれが厳密な意味では区別できないことは、たとえば、宗教行事として挙げた念佛踊、芸能としてあげた松拍、千寿万財などは、宗教的因素と芸能的因素の複合したものであったこと一つをみても明らかなのである。

年中行事、宗教行事、芸能的行事は、それぞれの意味合いは持ちながらも、伏見御所という一つの生活圏であり文化圏でもあった場において、生活そのものとして営まれていたと云つてよい。

親王が、これら三種の行事に如何にかゝわったかを、年間を通して辿つてみたい。

正月一一日は、恒例化されている伏見御所への諸人参賀の日である。日記の中では「今日の儀」などと記され、公家から伏見地下衆に至るま

で親王は参賀を受ける。「終日酒宴遊興、地下輩召前猿樂乱舞」（応永二

五年）と記されるように、終日酒宴遊興に明け暮れ、地下輩による猿樂乱舞もあった。応永二七年には、この日地下殿原の松拍が訪ねており、又酒宴は一層興に入っている。「事了醉氣之余廊局へ推參、男女皆參、又酒盛尽興、今日之儀例年超過、祝着無極」と廊局へ場所を変えて酒宴を続いているのである。

正月に比較的多いが、一月にも行われるものとして節養がある。日は一定しておらず、応永二九年の如く六月九日に出てくる時もある。「田向ニ行、是年始節養也」、この日田向邸には親王から地下衆まで出かけている。酒宴があり、「面々歌舞其興不少、晚景事了帰」と夜まで続くのである。節養の意味については断言できないが、日頃世話になつていている者が、返礼として行つた節振舞ではないかと思われる。南御方・女中などが親王妃の実家庭田家の節養に出かける場合が多い。計画的な宴なのであらうか、日記に「今日の儀」「節養の儀」と記されている。

三月・四月には、側近と共に花見や野遊びがよく行われた。野遊で摘んだ紫蕨は、「仙洞紫蕨三荷進之如例」（永享五・三・一二）、「紫蕨三荷、内裏へ南御方被進⁽²¹⁾度也」（同・一二三）、「三条宰相中将紫蕨」一荷遣之、西雲庵一荷遣（同・二四）の如く仙洞や室町殿などへの進物に使われてゐる。近郊とは云え、やはり田舎での生活という面のよく窺えることであつた。松の苗木取りも野遊びの目的の一つであつた。「山ニ出（中略）小松四・五本堀、帰了東庭植之」（応永二九・三・一八）伏見御所の庭

は、こうした野山の松の樹々で景観を整えていたのである。

船遊びは五月から七月にかけてよく行われ、納涼を目的とした「乗船会」「舟順事」であった。応永二四年六月一日の乗船会では、親王をはじめ地下輩と宝泉、それに宝泉息一人が舟津から乗船している。船中は酒盛と樂が行なわれ、河上では漁師が網を引いている。この日は魚は取れなかつたが「希有事歟、雖然其風情逸興養眼」と楽しんでいる様子であった。舟順事は「不思寄盃酌重疊有其興」（応永三〇・六・一一）の如く船上での気楽な酒宴が多い。時には応永二三年六月十六日「日野一位入道為納涼來臨、兼日三位令約束云々、惣得庵宿ニ借点心等令用意云々」と、在京の公家衆が納涼のために御所に訪れた際、その接待として行われているが、他は御所の恒例の行事として催されたものであり、参会者も親王・椎野・綾小路信俊・庭田重有・田向長資など御所近侍の人々であった。禪啓以下六・七人の地下も同乗するが多く、御所出入の宝泉や琵琶法師も同船するなどして、舟中で平家琵琶などに打ち興じ、漁師の引網にも風情を感じ合うのであつた。

この舟順事について、横井清氏は御所出入りの大工源内次郎が、王子彦仁王へ「小船」を贈ったのがきっかけとなり、酒宴の順事へと発展した⁽²²⁾、と述べておられる。

六月七日から一〇日は祇園祭であり、山鉾が華やかに洛中をにぎわせ、室町殿や上級公家達が棧敷を構えて見物していたが、ここ都の西南伏見においては、七日と一四日に祇園会の内祭⁽²³⁾が行われていた。しかし、内

祭と云つても酒宴を主とした行事である。応永二四年六月一四日「船水納涼順事、女中對御方、近申沙汰、内祭相兼」とあるように船水納涼順事と兼ねて行う場合や応永三年六月一四日「廊局へ行、是正月節養于今延也、(中略)祇園会内祭相兼」の如く、正月の廊局節養が延びてそれと兼ねるという場合もあつたが、毎年必ず行われ、内祭の儀が行わればい時は、「祇園会如例、無内祭之儀、御違例同御躰也」(応永二三・六・一四)と違例のこととされた。親王や椎野が張行し、宮中の男女が悉く参加している。祇園祭の内祭が伏見御所で行なわれていることは注目すべきことであろう。御靈鎮めという本来の姿が、その形は酒宴のみであったにせよ、「内祭」という言葉を留めていることは、親王にとって伏見御所を皇居として扱つている内面意識がそなされたのであつた。

七月七日の七夕法楽は、御所での大がかりな行事の一つである。この日行われる行事は花合と和歌の会が主なるものであるが、用意は数日前から始まっていた。七夕和歌の歌題は一日から三日頃出され「七夕和歌題出之」(応永三〇・七・一)、短冊が用意される「七夕為法楽、短冊出面々賦之」(応永三一・七・一)。同じ頃、諸人に對し花の出品要請がある「草花任例面々可進之由仰之」(右同日)。五になると飾り付けの用意が始まる。唐物莊嚴は当時の流行であつて、ふさわしいものが無い場合には借用せねばならない。永享四年七月六日は「七夕飴具足、住心院僧正屏風一双、金臺付松絵三幅、本尊借用、法輪院律師弟、行資舍屏風一双、海船借請」、永享五年七月五日は、「南禪寺へ七夕飴絵屏風等令借用」、「自椎野絵

五幅借給」(永享五・七・六)などを借用している。親王は、室礼の飾り付けの絵・屏風などに気をもみながら準備をしていたのである。こうして前日の六日や当日の早朝、花瓶に活けた花・草花だけのもの等が持ち込まれ、飾り付けが行われるのである。当日の花瓶の数は、三〇瓶(応永三〇年)、五〇瓶(永享四年)、あるいは六五瓶(永享五年)といふにぎわしさで、花展の観さえあつた。出品者は、「自分三瓶子^{茶碗二瓶染付瓶}、若宮胡銅一瓶、南御方^{二瓶胡銅水瓶}、前源宰相^{二瓶香台}」から「禪啓一^{瓶胡銅}」「宝泉一^{瓶胡銅}」(永享四年)までに至る五〇瓶であった。この花合の会所は常御所を當てており、その飾り付けは、たとえば永享六年には、屏風二双を立廻らし、唐絵は二五幅懸け、その前に花瓶五三瓶を立て、盆香箱等飾り、東西廂間にも屏風絵五幅を立て、又花瓶を飾つてゐる。しかもこの大がかりな飾り付けは、年ごとに増幅されていったようである。当日まず風呂に入り、節供の沙汰が行なわれたあと、樂があり、次いで和歌の会になるのが常であつたが、時には物語や樂(応永二三、同二九、永享三)、狂言などが出ていた。この花座席は、一〇日に取り片付けられるが、この間、花を賞でながらの連歌・酒宴がくり返されていく。七夕の行事は前後十日間にも涉るものだったのである。

八月一日は御憑の日である。これは二つの性格があり、一つは稻の実りを祈願する意味であり、後者は平素庇護を受けている人との結合を強化するために挨拶に行き、贈り物をすることである。日記でのそれは進

	仙 洞	室 町 殿	禁 裏	宮 中 男 女	宮 中 外 樣
備 考	如例	如例	（記事なし）	（記事なし）	如例
永享2年	如例 （記事なし）	如例 （記事なし）	（記事なし）	（記事なし）	如例
応永23年	金銅燭台唐松枝打付1対 銚子堤 引合	燭台竹枝打付 銚子堤桐打付 1 30帖	1対 （記事なし）	（記事なし）	如例
〃 24年	酒海 銚子堤鶴亀打付 引合	茶碗・大鉢 銚子堤 引合 1 50帖	1 （記事なし）	（記事なし）	如例
永享2年	如例 （この年より記事あり）	如例	（この年より記事あり）	如例	如例
記事なし まで （日）	（記事なし）	（記事なし）	（記事なし）	（記事なし）	（記事なし）

物を交換する行事である。右に示した表によつて明らかかなように、親王の進物先は、仙洞・室町殿・禁裏・宮中男女・宮中外様などさまざまであるが、特に前二者には特別な配慮がされていること、その進物内容からも明瞭に読みとれよう。この憑には「返」があるのが常で、「宮御方・南御方等御返未到」（永享四・八・一）などと記されているように、返物に対する期待が強かつたようである。このように御所においての御憑は進物交換の慣習であつて、ここに人と人の関わりの本来的姿を認めることも可能であろう。

九月・一〇月に多い遊山は、松茸・小松・イクチ採りや椎実拾いである。松茸狩りは回数が多い割に収穫はあまりなかつたようであり、抜き取ってきた小松は、春の野遊びと同様に御所の東庭などに植林されたの

である。それは「山ニ行小松令堀、宰相、重有朝臣召具、帰了東庭に植之、」（応永二十九・九・二三）、「山ニ出松見、三位、隆富朝臣、重賢、行らも明瞭に読みとれよう。この憑には「返」があるのが常で、「宮御方・南御方等御返未到」（永享四・八・一）などと記されているように、返物に対する期待が強かつたようである。このように御所においての御憑は進物交換の慣習であつて、ここに人と人の関わりの本来的姿を認めることが可能であろう。

ある。それは「山ニ行小松令堀、宰相、重有朝臣召具、帰了東庭に植之、」（応永二十九・九・二三）、「山ニ出松見、三位、隆富朝臣、重賢、行

資、承泉等召具、丸目池上之山ニ行、小松一両本令堀小時帰、東面池ニ植之。」（永享五・一〇・三〇）のように親王自ら御所の景観にふさわしい松の枝ぶりを撰びながら山を廻り、東庭の景色を整えたのである。

九月上旬から一〇月、一一月上旬までは、紅葉の美しい季節となる。御所近辺の藏光庵・退藏庵・即成院・大通院・指月庵などは、紅葉の名所であった。親王は、近侍の人々を相伴させ、これらの寺庵を歴覧することが多かつた。

一二月に入ると、歳末の参賀のため、側近の公家をはじめ寺庵衆や宝泉などが、御所を訪ねて年の瀬の雰囲気をかもしだす。親王は仙洞・内

裏・室町殿などへは欠かさず歳末の礼状を差出して、その意を表わしていたし、伏見荘内においては、郷社御香宮への歳暮詣をはじめ、寺庵・地下殿原衆に至るまで歳暮の礼をしているのである。応永二三年一二月には、比丘尼御所へ点心・棰（一三日）、光台寺へ菓子（九日）、棰（一〇日）、小川禪啓に百疋と棰（一九日）、地下殿原衆に棰二・百疋（一四日）、地下人には一献（八日）を贈つてゐる。

以上みてきた伏見御所の生活文化の多くが、恒例の行事となつており、親王がその行事に主体的に動いていたことは言うまでもない。また、この生活文化を全体的な視野から見た場合、集団の生活、集団の文化が御所の年間生活の隅々にまで浸透していたのである。

第三章 伏見の地下文化

次に貞成親王が、松拍・桂地藏詣・念佛踊・御香宮の祭礼等の伏見の地下文化に如何に関心を示したかをとりあげてみよう。これらはすべて、もともとは宗教的行事であり、なおその側面をとどめつつも、多分に風流を競う行事と化しつつあつた。

日記に頻出する風流についてであるが、中国が起源といわれる。日本に渡り「みやび」などの思想と合わせ、内容は複雑化してゆく。日記の中の風流は、松拍・桂地藏詣・孟蘭盆会の念佛踊・御香宮祭礼にともなういわば仮装行列のことで、この仮装は異類異形の趣向をこらし、全く意表をついた作り物であった。

小正月（一五日）の御所は松拍でにぎわっていた。伏見郷内の石井村

・舟津村などの地下衆・山村の木守などが年頭の祝詞（言）を述べるために、次から次へと邸内へ訪ね、風流を競う。この地下衆の松拍は「頼む人」⁽²⁵⁾一所の領主に対する祝言奉呈という本来的な姿であり、たとえば親王が留守の場合、邸の外で時を過し、頃合を見て伺候する（永享七・正一八）など御所様・親王に対し、新年の賀を申さねばいられない郷民の意識の反映が見られるのである。それと同時に宗教的性格をなお保持しているものの、風流の華美や思いがけない趣向などを競うその姿に、村落芸能への過渡を認めなければならないと思う。⁽²⁶⁾御所へ訪れる地下松拍が、右の三ヶ村⁽²⁷⁾にはば限定されていての事実は、伏見九ヶ郷々民が、少なくとも領主貞成親王との関係では、特に意識面においては——決して一体的なものでなかつたことを示していよう。右の三ヶ郷こそ、御所・貞成親王の支配圏だったのであり、また共通の生活圏内にあつた地域なのである。

一五日（雨天の場合は一八日）伺候の地下村民の松拍とは別に、地下殿原松拍の一団が来る。この伺候日は一定せず、年によつては一月になることもあつた。この殿原松拍は、地下衆松拍が風流を凝らすことに主眼があつたのに対し、一つの筋書を持ったものが多く（応永二七・正一一、同二九・正一一など）、より芸能化したものと云えよう。この殿原層は、既述のとおり田向・庭田の青侍、あるいは御所侍（応永二三・正・七）と表現されており、村落内の侍分として、村落生活の指導層でもあつた。下賜される禄は、三ヶ村の地下人には「棰」や「菓子」、

殿原のそれには「練貫・太刀」（永享六・正・一八）、「小袖・太刀・折紙」（永享七・二・一）などと差異があつたが、これは風流松拍の優劣によるのではなく、殿原層（侍分）と地下層との社会的地位の差によつたのであつたと思われる。松拍の前日は三球技焼が行われる。永享六年、後小松院の諒闇中には松拍は停止されていたが、前日の三球技焼とその拍だけは、新年の行事として施行された。松拍には祝詞言上という宗教的要素が保たれていたからであるし、三球技焼の従的なものであつたからである。

三月一〇日からの三日間は、御香宮の春の祭礼である。清和天皇貞觀四年九月、境内に清水が涌き出たのにちなんで名付けられたと伝えられる御香宮は伏見九ヶ郷の総鎮守社として郷民の精神的紐帶であり、結集の場であった。⁽²⁹⁾ 春の祭礼が、その年の豊穣祈願のためであつたことは云うまでもない。奉納猿樂は、樂頭八田愛王大夫によつて執行される建前⁽³⁰⁾ であつたが、彼の牢籠中は撰津鳥養（応永二五・三・一〇）梅若猿樂（応永二六・三・一〇）などを雇つて執行している。特定の地下猿樂が、一種の専門芸能集団となつてゐることが窺えるのである。御香宮の農耕神事としての春の祭礼は、治仁王の薨去の応永二四年には四月に延期し「御香宮猿樂、去月依葆光院御事延引畢、今日神事執行」（一四日）、応永二八年の飢饉の年も「御香宮猿樂雖式日延引、是天下飢饉之間、地下人申延了」（三月一〇日）として、四月にずらして執り行われている。また親王にとつても年頭の初詣、そして又月詣・歳暮礼（応永二七・一

二・二三）を例としているように、この御香宮は重要な地位を占めており、立願に際しては（応永二五・八・一三）、百度・千度詔も見られるのである。春の祭礼での神事猿樂には、「宮中」の人々を供に見物に行くのを常としていたのである。

秋季祭礼は九月一日から一〇日までであり、収穫の祭りである。一日夜、「今夜神幸奉拝見、於御旅所有相撲」（応永二三年）と御香宮御旅所

に神幸があり、奉納相撲が行なわれた。親王はこの相撲を、毎年密々に見物している。相撲興行が何日間あつたかは、はつきりしないが、親王の見物は一日と九日に決まっていた。相撲には「御香宮相撲京辺近郷輩大勢寄」（応永三一・九・九）とあるように近郷あたりからも大勢の見物人が參集するだけでなく、「相撲他郷輩群集有數十番、芹河土民打留」（応永二八・九・一）、「御香宮相撲自諸方群集大相撲也、度度事出云々、翌朝相撲了」（応永三〇・九・九）などと京辺の他郷の人々も実際に参加し「六・七十番」（応永三二年）、「百番」（応永三〇年）になることさえあつた。この祭礼には風流笠（細工を施した花傘）や拍物（鼓笛・鉦・羯鼓などで囃す行列）を添えた神輿の渡りが華やかに執り行なわれており、この行列は御所内にも見参し、たとえば風流笠の丈が高くて御所の門から入れない場合は、藪を切り開いて御所内へ入れる（応永二三・九・九）ほど親王の興を示していたのである。応永二四年九月九日には、まず風流笠・拍物が先導し、ついで神輿、次に御子神主が騎馬で続き、さらに祭礼の頭役がこれも騎馬で従う。その後には僮僕練童四

人。隨兵數一〇人、また隨兵數一〇人が鎧姿で続くという規模の大きさであった。隨兵の中には、地下侍の小川禪啓や御所出入の土倉宝泉も加わっていた。風流笠・拍物の構成員は舟津・三木村などの郷民であった（応永二七・九・九）。親王にとつては祭神の渡り・神輿の渡りそのものと共に、付属した風流笠・拍物の見物が目的だった、同じくこれを見物していた郷民にとっては、神輿のきらびやかさに目を見張りつつも、やはり収穫に対する感謝の祭りであった。

七月一四、一五日は祖先の御魂祭の盂蘭盆である。親王は、女房達や近侍の公家と共に大光明寺に出向き御廟に焼香を済ませた後、長老以下の施餓鬼、説教を聴聞するのを常としていた（応永二九・七・一四、同一五）。この両日、光台寺門前には、風流を凝らした燈籠で飾られた茶屋が設けられ、その飾座敷で茶の接待が行われており（応永三〇・七・一四、同一五）、近隣の郷民が昼夜「諸人群集」「雜人群集」していたのである。郷民にとって共同の集いの一コマであった。親王はこれを見物するものが慣わしであった。石井・舟津・山村の拍念佛（念佛を伴奏とする一種の踊り）が、風流を凝らし、異形の躰で練り歩いており、風流の念佛拍物・踊りも、その場の雰囲気を一層昂ぶらせたのに相違なかつたのである。木内氏は、この伏見の念佛踊について「躍の群を取巻く観衆の霧闇気には宗教的な関心を欠いた單なる行事の見物が大部分であったことは否めない事実」と説かれ、また「手を加えれば正に『芸能としての態』になる」と主張される。⁽³¹⁾ たしかに石井村の念佛拍物が、「茶屋を立、其屋

二人形喝食、金打あやつりて金を打舞」（応永二八・七・一五）とあるように小屋立ての拍物であり、山村のそれが「畠山六郎ユイノ浜合戦人穢ノ躰を作」ったものである（応永二六・七・一五）などを考えれば、氏の説かれるごとく宗教的行事が芸能化する過程を示していることは確かであろう。しかし、演ずるものと見物の群集とがまだ明確に分化しきつていらないところに、時代の特徴があつたと云えよう。

風流に关心の深かった親王は、御所に訪れる念佛拍物（踊）に興を示されるだけでなく、ひそかに見物に出かけることが多かつたのである。

現世利益、病平癒などを祈願する地蔵信仰の隆盛は、この期の大きな風潮の一つであった。特に桂の地蔵は、「祈請モ則成就シ、殊病者盲目ナト忽眼モ開ケレハ、利生揭焉ナル事都鄙ニ聞ヘテ、貴賤參詣幾千万ト云事ナシ、種々風流之拍物ヲシテ參ス」（応永二三・七・一六）とあるように、願いは成就し、重病人は全治し、盲人は開眼するなどの効験があるとの風評で、貴賤の参詣人は幾千万という状態であったが、この参詣の行列がまた風流・拍物そのものであった。応永二三年八月九日には田植の風情に金欄緞子をまといなどし、意外性を伴なう豪華な参詣風景であった。伏見御所でも、栄仁親王が健康を害されていた応永二三年には、御所・地下人などの桂地蔵参詣が行なわれた。八月一七日地下人達が、出立も美麗に桂地蔵参詣へ出発する際、御所へ先ず伺候している。警固隨兵三〇余人、御幣持の法師・棒振・拍手三〇余人、風流な小笠・大笠を持った雜兵二〇〇余人という大規模な一団であったが、栄仁親王

の病氣平癒の意味も含まれていたのかもしない。この年の九月二日に
も、栄仁親王の病平癒⁽³³⁾と所領安堵のため御所の近衛局・信俊・重有・長
資・寿藏主・周侍者・地下侍男共一四人が地蔵詣に出向いており、翌日、
所領安堵の院宣が下ると地蔵の御利益と喜んでいる。この地蔵詣の風流⁽³⁴⁾
について木内氏は「異常に近い信仰心の昂まりの具象化した風流」と予
想しておられるが、納得できる見解であろう。応永末年成立と解される

芸能譚『桂川地蔵記』によれば、「その詣する姿は、和漢の故事・伝説に
因んだ仮装行列・装飾人形の作り物」であり「路次を歩む人々は、見物
のために往復をやめ、夕日の傾くのを弁じ難く、田頭の農夫は風流のた
めに工夫を忘れ、時刻の移るのを忘れた」のであった。中国・印度・日
本の歴史的故事によせ、當時流行の物語に側した風流に民衆の心は深く
とらわれていたのであった。日記に見える風流の「四条烏丸唐人入洛之
駄学」(応永三・八・一三)、「畠山六郎ニイノ浜合戦人駄ノ体」「勧進
僧」(応永二六・七・一五)、「九郎判官奥州下向ノ体」(応永二七・正・
一一)、「大持引体」「毛車官人拌賀僮僕雜色以下整其儀」「番匠棟上之
体」(応永二七・正・一五)、「五条立領城之体」(応永二九・正・一一)、
「高野聖懸負」「紅葉枝懸提燈炉酒詩心」(応永三〇・七・一五)などの作
り物から、そうした民衆の興味の方向も捉えることができよう。

田植の風情を金欄綾子で作る(応永二三・八・九)という風流、その
華美さは、当時の一つの社会風潮でもあった。

以上は、伏見御所の生活文化と地下の生活文化を見てきたわけである。
この二つの文化形態の綜合される地点に特徴づけられるものに会衆の平
等性の順事と、地下的嗜好に軌を一つにする風流や室礼の華麗さがあ
る。以下は、その点を集約点に論じて見たい。

1 会衆の文化＝順事

伏見御所における特徴的な生活文化の一つに「順事」がある。日記中
には順茶会(回茶・雲脚順事)、舟順事、薪順事、粥順事などが見られ
るが、この「順事」は一般に会衆が順番に頭役となり、その日の会が運
営される文化形態と説かれている。⁽³⁵⁾後述のごとく、この指摘そのものは
正当なのであるが、その意味については、十分に考える必要があろう。
この頭役について林屋辰三郎氏は「宮座における頭役や、惣村に於ける
月行事を連想」すると言べられる。

さて、この会衆であるが、貞成親王(応永二四年以前は、栄仁親王・
治仁王も加わる)から女房衆に至る御所内の人、公家衆、青侍、地侍、
地下衆まで加わる。順事の種類によって、会衆は多少移動するが、すべ
て御所近侍の人々であり、先項でみた「宮中」の人々であった。

順茶事の中での、回茶については、當時よりやゝ下つて成る辞典の
『塵添塩糞鈔』には「回は頬回の回也。一を聞いて十を知る故にしかい
う也」とあり、十服茶を説明している。十服茶には、本非十服とか四種
十服などの種類の闘茶がある。即ち、闘茶の中の一つである回茶は、無
試の「四種十服茶」で、三種の茶を三包宛包み、客茶を一包加えて計十

包とするのである。これを打ちまして点て出し、その茶種を味別する競技である。後述する雲脚茶会と比較して、(1)会所に装飾を施すなどの重々しさがあること。(2)賭物が出されることなどに特徴があつた。応永二三年の場合には、二月二〇日、同二六日、三月一日、同七日の四回実施され、会衆は栄仁親王・治仁王・貞成親王・綾小路信俊・長資・重有・行光・寿藏主・広時・禪啓の一〇人であつたと思われる。第一回の二月二〇日は「俄有御茶会、三位、重有朝臣、長資朝臣、寿藏主等候、自今可為順事各被結番、今日者御所様為御頭、被出懸物、三位一矢數取懸物、相残懸物取落孔子」と、頭役は栄仁親王、第二回の二六日は「予、長資朝臣、沙弥行光等為當番、一獻等申沙法」、賭物の風流については「笛付竹枝以引合筆箋一管以茶作柳枝付櫛、嶋形ニ石苔浪等有之、心也、氣霧風流新柳髮詩花等本結大張子等笠風鈴付花枝以鶴眼青馬數疋付花枝、已上自分也、花枝色々五種付之、長資朝臣所進也、花枝等付之行光進之」、この日の頭役は貞成親王・長資・行先。第三回は治仁王・重有・広時。第四回綾小路信俊、壽藏主・禪啓というように、全員が輪番で申沙汰しているのであつた。賭物については「長櫃二合、種々肴点心等納之」、「舟之舳前ニ扇ヲ立、那須与一射扇風情云々、舟中種々物被納」(三月一日)、「大黒天神以種々精進物大黒ヲ作、肩ニ懸ル袋足ニ踏」、「新車一両八葉之文以錢作之、棟木ニ扇ヲ置、前後簾角締以扇十本」(三月七日)など、さまざまな趣向が頭役に当つた人々によつて用意されるのも、他の賭物を伴う文化行事と共通している。「会所聊被飭之、立屏風絵三幅本尊觀音脇猿、懸之、茶壺瓶一対立花、卓ニ居、伏見院

宸筆一巻懸之、先茶以前一献、次回茶七所、一矢數禪啓也、則取恩賞、箭一手、鶴眼墨、次酒宴之間懸物共落孔子ニ取、茶不飲人數男女皆取之、孔子不取當人ニも一種ツ、配分、」(応永二三・三・一)のように、座敷には種々の飾りが施こされ、屏風を巡らし、立花や花瓶も並べられ、床には伏見院宸筆の軸物が掛けられて会席の雰囲気をかもし出す。一献の後、七所の茶が出て、その聞分けの勝負が始まるのである。一矢數を取つたもの、すなわち最も多く聞き分けた者が、勝負の恩賞として賭物を撰び取るのである。三月一日のこの日は禪啓が一矢數を取つた。他は「孔子」で順番を決め、それぞれ撰んでいくわけである。回茶は確かに茶の味を聞分ける競技である。しかし、賭物の風流さを楽しみ、或いはその後の酒宴の席に趣向を凝らすのに窺えるように、勝負の楽しみと、風流を競うことの一体化した文化形態であつたと云えよう、賭物・酒宴の席に如何に風流を凝らすかが、頭役の才腕だったのである。「次酒宴三献之間禪啓申云、御看ニ桂女召寄可被御覽云々、則桂女一人參、新左衛門有善、御所侍桂女其姿美麗之小袖ニ帷ヲツホ折テ髪ヲ裹、如女房桶ヲ頂、」(応永二三・三・七)と見えるように、酒宴の席に出ていた桂女が、実は男の女装姿であったことなども、一場の興をかうことなのである。

御所で行われる回茶は、また一つの寄合の場であつた。会衆は云うまでもないが、「男女庭上群集見之」(応永二三・三・七)と庭先には見物人が群をなしているのである。勝負も、風流も、見物人を視野に入れて行われたと云えよう。闘茶が茶寄合としての本質を持ち、一味同心する

順茶事頭役・申沙汰人

永享 5年

閏	8	〃	7	〃	〃	7	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	6	月				
.	日				
17	22	10	18	16	13	6	27	26	23	20	16	15	10	9	5	3	2	1	
〃	〃	順茶事	〃	〃	〃	茶事	順茶事	〃	〃	〃	〃	茶事	順茶事	茶雲脚順事	茶雲脚順事	頭役	頭役	頭役	
親王	近衛局	南御方	春日	承泉 <small>(下野氏小川へ養子)</small>	右衛門督	田向經良	四条隆富	梵祐 <small>(経定)</small>	宮御方	東御方	方丈	世尊寺行資	珠藏主	庭田重賢	姫宮	田向經秀	珠藏主	庭田重賢	姫宮
去夏茶事	局茶事	順茶事	局茶事	順茶事	局茶事	茶事	局茶事	順茶事	茶事	局茶事	茶事	茶會	局雲脚茶事	茶會	雲脚順事	若宮	若宮	若宮	若宮
11	9	〃	8	〃	〃	7	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	6	月				
.	日				
14	4	25	6	24	21	12	10	27	18	17	16	15	13	〃	12	10	9	8	7
親王	御乳人	御乳人	春日	小川淨善	小川淨善	方丈	小督	塔頭方丈	行藏庵	田向經良	承泉	即成院	田向長資	即成院	田向長資	宮御方	頭役	經秀	經秀
晚																			
9	〃	〃	〃	〃	〃	7	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	6	月				
.	日				
17	23	22	20	19	11	9	4	3	30	29	24	23	19	17	16	15	13	12	10
晚																			
局茶事	順茶事	局茶事	順茶事	局順茶事	順茶事	局茶事	順茶事	順茶事	順茶事	順茶事	順茶事	順茶事	順茶事	順茶事	順茶事	頭役	頭役	頭役	頭役
宮御方	南御方	行藏庵	四条隆富	世尊寺行豐	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	新参若女・世尊寺行資	新参若女・世尊寺行資	去年未役人々	去年未役人々
宮御方	南御方	行藏庵	四条隆富	世尊寺行豐	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	内裏御乳人	内裏御乳人	右衛門督	右衛門督
宮御方	長資	隆富	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	今參(庭田息女)	今參(庭田息女)	田向經秀・世尊寺行資	田向經秀・世尊寺行資
宮御方	南御方	行藏庵	四条隆富	世尊寺行豐	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	清賢	清賢	清賢	清賢
宮御方	長資	隆富	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	田向經良	田向經良	田向經良	田向經良
宮御方	南御方	行藏庵	四条隆富	世尊寺行豐	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	近衛・春日	近衛・春日	近衛・春日	近衛・春日
宮御方	長資	隆富	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	庭田重賢	庭田重賢	庭田重賢	庭田重賢
宮御方	長資	隆富	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	春日・庭田重賢	春日・庭田重賢	春日・庭田重賢	春日・庭田重賢
宮御方	長資	隆富	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	庭田重有	庭田重有	庭田重有	庭田重有
宮御方	長資	隆富	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	南御方・庭田重有	南御方・庭田重有	南御方・庭田重有	南御方・庭田重有
宮御方	長資	隆富	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	方丈	去年未役人々	去年未役人々	去年未役人々	去年未役人々

集団性に根差した生活文化であるとの指摘は、正鵠を得たものと思えるのである。この回茶は、やがて「茶数寄」の成立となり、武家殿中において台子飾を主とした礼式の茶となっていくのである。

一方、雲脚茶会は、既述した如く回茶に比して(1)会所は定つた所はな

く、たとえば台所で行う場合もある。(2)風流を凝らす賭物などはない。など手軽であったこともあり、日常的と云つてよい程しばしば催されて

いるが、この雲脚茶というのは、室町時代の辞典『下学集』に「茶泡の早く減ざること浮雲の脚早く過ぎ去る如しと也」とあるように粗茶の会である。回茶のように規式ばつたところもなく、御所内の女房達を含め、寄合うことだけが目的の茶会なのであった。時には幾盃も飲み重ねて「満飽」(永享六・六・一二)したとか、文字書の勝負の負けた方に飲ませ責伏したり(応永三一・三・五、同月九日)しているのである。台所雲脚茶会は、地下男女には参加しやすい状態であったが、こうしたところに「茶の湯が庶民生活の日常茶飯事となる契機」⁽⁴²⁾を求めた見解には從るべきであろう。この雲脚茶会においても、会衆の結成や頭役の輪番制にみる会衆間の平等性が貫かれていたこと、前頁の表に掲げた永享五、六、七年(日記中この年次に記事がまとめて出るため表出した)における頭役の交名からも窺えることである。

日記から窺うすべはないが、郷民間で行なわれた茶寄合の場では林屋辰三郎氏⁽⁴³⁾の説かれるように、村落生活の重要事項、即ち年貢の損免、用水の配当、秋祭の相談、村撫の協議などが話題になつたであろう。この

茶寄合は村田珠光から武野紹鷗への発展によつて、簡素な民衆の生活に近づいており、やがて草庵の小座敷として伝わつて行くのである。「茶道の究極の場」として考えられている草庵の茶の源流はここにあつたと思われる。

このように、日記から窺える茶会は、室町初期の茶独特の姿を示してくれる。基本的には目的の異なる一系統の茶会が存在していた。

会衆文化のあり方を、もう一例、月次連歌の場合で検討しておこう。月次連歌会は、毎月二五日と一応定められていた。⁽⁴⁴⁾これは当時の風潮として、連歌の神菅原道真の忌日に行なうことが、一般的であったからである。南北朝期から底辺の広がりを見せはじめた連歌は、この時代に盛期を迎える。親王の周りでも伏見御所、庭田邸、田向邸、御所台所、小川禅啓小庵、番衆所(京都へ移住してから)などさまざまな場で催され、月次連歌の外にも隨時催された。社会生活の中への連歌の浸透には著しいものがあつたと云えよう。御所で応永二六年四月一日に月次連歌の方式が定められた。「仰月次連歌事法様定之、無人数之間、連歌不仕人々加人数、一年中令結番、其人数、予、椎野、前源宰相、綾小路三位、重有朝臣、長資朝臣、隆富、正永、祐譽律師、善基、地下明盛、行光、禪啓等也、頭人之役、発句、一献等也、毎月廿五日為式日定之、各取孔子」と定められ、これによれば、(1)人数が少ないため、連歌に不得意な人も加える。その構成員は親王、椎野、田向経良、綾小路信俊、庭田重有、田向長資、四条隆富、正永、祐譽律師、善基、地下明盛、行

月次連歌の頭役

月 年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
応永 26 年	田向長資 祐誓律師 (不參)	善喜・小川禪啓 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	即成院善基 ・小川禪啓							
応永 27 年	親王	善喜・小川禪啓 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都
応永 28 年	親王	善喜・小川禪啓 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都
応永 29 年	親王	善喜・小川禪啓 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都
応永 31 年	親王	善喜・小川禪啓 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都	田向長資 祐誓僧都

光、禪啓を含め一三人とする。⁽⁴⁶⁾ (2) 一年間を通して結番し、頭役を定めて執行する。(3) 頭人の役目は発句と一献の準備をする。(4) 二五日を式日と定める。⁽⁴⁷⁾ 以上のとおりである。

ここで注目すべきことは、先に順茶事でみたのと同じく、頭役は結番に従つた輪番制であり、少なくともこの面に関しては構成員間における身分的な差異が度外視されていたことである。右表は応永二六、二七、二八、二九、三一年における月次連歌の頭役を示したものであるが、これによつても、右のことははつきりと読みとれよう。

応永二六年六月一五日の月次連歌会は、その模様を詳しく知られてくる。「有月次連歌、頭人隆富也、会席聊刷之、西面四間与常御所相合

障子撤之為八間、屏風二双立廻、天神名号西面奉懸、^{妙法院、脇絵二幅梅、御筆、}御筆、脇絵二幅梅、懸之、其前立机一脚、花瓶香炉等置之、左脇兩、絵一幅寒山立卓置花瓶、会衆西面ニ候、地下簀子ニ候、一献如例、祐誓早出、隆富

一献了退出、兩人連歌未練之間、早出人数椎野、三位、重有朝臣、長資朝臣、正永、善基、行光、禪啓等也、西斜百韻了早速也、「この時は隆富朝臣が頭人であった。会席は西面四間の客殿と常御所の障子を取払つて八間の間を作る。囲りを二双の屏風で立廻し、妙法院御筆の「天神名号」をかけ、西側脇軸は梅二幅を懸け、その前に花瓶と香炉を乗せた机を置いた。会衆は西側に座し、地下人は簀子に候して見物していた。一献

がいつものようにあった後、連歌が始まるのである。この連歌会を地下

人が見物していることから窺えるように、御所にはある種の解放性や気

安さもあったと云えよう。

庭田・田向邸での連歌会にも地下人の見物はあり、ここでもある種の交流が行なわれたことは確かであった。また親王自身はメンバーではなく、かつた応永二六年六月一六日の台所連歌では「台所ニ有連歌、正永候之間三位以下張行云々、勝負也、長点賞翫、負衆可振舞云々、予付墨、雖斟酌只今勝負之由申之間合点、正永長句、三位句勝云々」とあるよう

に、その場に顔を出した親王は、点者をかって出、勝負を楽しみながら見物していることもあった。これもまた御所内の氣安さを示すことであつた。

以上、順茶事・月次連歌についてみてきたのであるが、その運営方法に共通している理念は、その場における会衆間の平等にあったこと、随

所に述べたとおりである。「一味同心」の精神が生活文化という場でもつらぬかれているのである。そこは、親王にとっては郷民の思惟、生活を直接知る場であつたろうし、彼等特定の地下衆にとっては、一時的にせよ、親王以下公家衆と「同じグループである」という意識を生み、郷

内での社会的地位にプラスの作用を及ぼしたに違いないと思われる所以ある。いざれにしても、この文化サークルの会衆にさまざまな身分の者が含まれ、さまざまな交流がなされている事実は、この期の一文化的拠点であった伏見御所の文化に、次代への発展の可能性を内包する新鮮さ

があつたことを意味していよう。

2 賭物の風流と室礼の莊嚴

ところで、前記した回茶をはじめ、貝覆・文字書・双六・小弓会・鷄闘・あるいは臨時の連歌会など御所で行なわれる行事の多くは、勝負の競技でもあり、賭物が出されるのが常であった。これらの賭物に如何に風流を凝らすかが頭役の、あるいは申沙汰する人の腕でもあつたのである。風流を良しとする時代の風潮と精神に、南北朝の「ばさら」からの流れを認めることが可能であろう。

順茶事（回茶）における賭物についてみれば、既述した応永二三年三月七日の賭物の風流の種々の食べ物で作った「大黒天神」「東帶官人」、錢・扇・織物・筆・盃で組合せた「御所車」や、種々の菓子を詰め込んだ「富士山」の張子などといふように、創意性や意外性がもてはやされたのであつた。

御所文芸の賭物にみる風流と先に触れた地下の文化形態としての風流とを、いざれも同一の基準で捉えていたのである。ここに堂上文化と地下文化の交流と混合、さらに同一化への一つの指標を認めることも可能であろう。

一方、先にみた茶会や七夕の法楽和歌や花合、あるいは連歌会の会所における室礼については将軍家の場合⁽⁵¹⁾にも云えることで、義教が醍醐寺へ花見連歌へ行く時は、前日の永享二年三月一六日「自室町殿会所置物、御絵七幅、小盆三枚、古銅三具足、同香合文梅、花瓶一对^{甘子口}、同卓二

唐、草花瓶一古、同卓唐木、小壺一、食籠一、硯一面竹節ラ、水入馬形、筆架竜、小刀、筆墨各一、軸物一絵羅漢、鉢茶竹二、同石二、水瓶一古、以上色々以立阿弥被送下之了、「すなわち同朋衆立阿弥の奉行で室礼しているのである。また室町殿においては「所々御座敷莊嚴唐物御莊、言詞難及、淨土莊嚴モ是ニハスキシト存計也」⁽³²⁾と云うほどの室礼であった。

唐物や宸筆の軸物を飾りつけ、莊嚴さをかもし出すことは、鎌倉後期以降の禅宗寺院からの継承であるが、この規式は、唐物そのものと共に、室町文化の多方面に受け継がれていたのである。御所の唐物飾りも、

この流れの中に位置づけられることは勿論であろう。会所の裝飾＝室礼としては、莊嚴さが要求されたのである。

室礼としての莊嚴さ、意外性や奇抜性と華麗さのミックスされたものとしての風流、この二つが奇妙に調和されていたのが、会所の文化の特徴だったのであり、当代の文化事象の底に横たわる精神でもあったと云えよう。

なく、生活そのものが文化形態となっていくという時代的特徴を、伏見御所を中心とした場で自分なりに描き出してみたかったわけである。その中で、一つ一つの日常的恒例化された文芸の、生活全体に占める意味合いを、より一層深めるべきことを後の課題にしたいと思う。ただ、会所あるいは会衆の文芸の典型と称されている伏見の文化が、親王から地侍層に至る幅広い階層の人々を会衆とし、構成員とした横的結合の文化であったこと、その交流・結合・融合の中から次代への芽生えも見ることができたと思う。

一步外側に目を向ければ、この時代は村落における惣的結合、武士社会における一揆的結合と同一階層者による横的集団形成の顯著な社会であった。集団構成員間の対等平等性は、いずれも共通している。そうした共通点を持ちながらも、伏見における文化の主たる担い手となつた会衆は、さまざまな身分の人々であった。文化事象と他の社会事象の同一性と異質性も今後の課題としておきたい。

おわりに

（1）イ横井清『看聞御記「王者」と「衆庶」の』（そしえて）

ロ位藤邦生「後崇光院と伏見宮連歌」「連歌と中世文芸」（角川書店）

ハ飯倉晴武「室町時代貴族と古典－伏見宮貞成親王を中心にして」『国語科通』（2）イ村井康彦「中世闘茶の方法－茶勝負記録について」『日本史研究』33号

ロ筒井絃一「闘茶の研究」『茶湯』一九六九一

（3）イ木内一夫「看聞御記に見えたる松拍」『国学院雑誌』昭和46年5月

ロ木内一夫「看聞御記に見えたる地蔵詣、念佛躍と風流」『国学院雑誌』昭和50年5月

い。日常生活から離れ、飛躍したものとしての文化芸能というあり方で

（4）イ黒川正宏「伏見荘の地侍たちとその生活」『歴史教育』31—7

口川上貢「伏見殿の考察」『日本中世住』（墨水書房）

ハ横井清「民衆文化の形成」『岩波講座日本歴史』7（一九七六年発行）

ニ林屋辰三郎「中世文化の基調」（東京大学出版会）

ホ村井康彦「北山と東山の文化」『京都の歴史』3

ヘ熱田公「民衆文化の潮流」『講座日本文化史』4（日本史研究会編）

ト峰岸純夫「村落と土豪」『講座日本史』3（歴史学研究会編）

チ村山修一「日本都市生活の潮流」（関書院）

（5）『椿葉記』（応永十六年）六月にふしみへくはんぎよなる、（中略）ほうごん

ふんと申比丘尼所になされたるところを、まづ御しょになさる』『群書類』

（6）日記「永享七年一二月一九日条」

（7）註（4）のロ

（8）註（4）のロ

（9）（世尊寺）

（10）（今出川）

（11）（綾小路）

（12）註（1）のハ

（13）『康富記』康正元・一一・一二条「領家庭田殿被官人小川修理亮為大将發向、近郷三栖・鳥羽・竹田・深草云々」とあり、小川家は以後も伏見の土着人であった。

（14）註（4）のト

（15）註（4）のト

（16）註（4）のイ・ト

（17）註（4）のイ・ト

（18）註（4）のチ

（19）註（4）のニ

（20）1、九条家と日根野荘々民とのあり方については、石田善人氏「都鄙民衆

の生活と宗教」『岩波講座日本歴史』6（一九七六年発行）

2、近衛家（富家殿）と宇治の地下との交わり方については『宇治市史』2

参照

（21）勿論、節養は庭田・田向ばかりで行わるものではない。たとえば廊御方

局（応永二八・正・二八）などがある。

（22）註（1）のイ

（23）祇園会の本来の姿である、勅使が出て、奉幣を立てられるのが内祭と云われる。

（24）図1参照

（25）「山村（木守寺之人）」（応永二三・正・一五）とあり、木守寺に関わりのある人

（26）註（3）のイ

（27）応永二三年に三木村が一度伺候しているが、他はいずれも本文の三ヶ村である。

（28）註（4）のイ・ト

（29）莊内の会合は、この御香宮で行なわれた。また盜難などの事件の嫌疑者は、

ここで身のあかしをたてた。すなわち、沙汰人の裁判の場合の書起請（応永二九・六・二七他）、地下人の裁判の場合の湯起請（享永三・六・五他）があつた。

なお、村内事件ばかりでなく、隣村境相争の告文（永享五・一〇・一三）など、いざれも当宮の神前で行なわれていたのである。

（30）八田莊の出身。罪科をもつ身で伏見に逃がれて樂頭となっている。樂頭は

祭礼などの際、芸能を主宰する者であり、樂頭職として、ある収益を得る権利にもなっていた。

（31）註（3）のロ

（32）御所では、地蔵講も何回か行なわれている。

（33）榮仁親王の病は、祈願の甲斐なく、この年一一月一〇日薨去された。

（34）註（3）のロ

(35) 「桂川地蔵記」『続群書類從第三三輯上』

(36) 会所により呼称が異なる。殿上雲脚会・局順事・台所茶会など。

(37)

(38) 註(4)のホ

(39) 註(2)のロ

(40) 順茶会・月次連歌・双六・囲碁・小弓・文字書などすべてそつである。

(41) 堀内他次郎『茶道史序考』(高桐書院)によれば、「寄合就中その行事として最も重要である座衆の共同飲食」をあげ、それは当時における「共同態的結合運動」の強化と述べておられる。伏見御所における会衆も、当時の生活文化の基礎であったことは云うまでもない。

(42) 註(4)のホ

(43) 註(4)のニ

(44) 月次連歌の記事は、一・二月にはほとんどなく、三月から多く見られる。

(45) 応永二四年以前は、栄仁親王・治仁王も加わっていたこと勿論である。

(46) 『図書寮叢刊看聞日記紙背』(養徳社)によれば、応永一八年の月次結番は、二月栄仁親王、四月庭田重有、五月椎野寺主、六月中寿藏主、七月勝阿、八月田向経良、九月長広、一〇月用健、一一月明堯、一二月今(今参局カ)である。

(47) 構成員欠席の場合もあり、八・九名の時もあった。

(48) 月の都合により二五日前後に交替することがあった。一二月は一五・六日が多く、年忘れの連歌会になったようである。

(49) 図1参照

(50) 石田善人「惣的結合の諸類型」『歴史教育八一八』によれば、「主導勢力であつた名主層と彼等の指導下にある小農民層との間には対抗関係」の説は、伏見地下人が独自の動きをみせる現実に、親王・公家と同じグループの結成に立っているということは、指導層を保つために一つの要因となっていたと思われる。

(50) 熱田公「南北朝の内乱」『京都の歴史2』によれば、『建武式目』前後から使われた言葉で、分にすぎたおごりの意味であり、「庶民から新興武士に至る

人々の激しいバイタリティをあらわに示した公家の権威と文化に鋭く対決する美意識」と説いている。

(51) 「満済准后日記」(永享二・三・一六条)

(52) 同右(永享七・正・二六条)